

企画競争説明書

業務名称：東南アジアサイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト

調達管理番号：23a00433

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月16日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月16日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：東南アジアサイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 別紙 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2027年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morita.Akane@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 STI・DX室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	競争参加資格確認申請書	2023年8月25日 12時
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2023年9月4日
3	配付依頼受付期限	2023年8月22日 12時
4	企画競争説明書に対する質問	2023年8月23日 12時
5	質問への回答	2023年8月28日
6	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで
7	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年9月8日 12時
8	プレゼンテーション	行いません。
9	評価結果の通知日	2023年9月20日
10	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 46-47 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限: 上記4.(3)参照
- 2) 提出書類: プロポーザル作成ガイドラインの46ページ・47ページに記載する7点の書類に加え、以下もご提出ください。
 - i) 本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり

取りの際に基づく規定・社内ルール

- 3) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- 4) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
 - 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
 - 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付

して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と6）～7）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別

見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

【JICAが活動の詳細まで規定する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ASEAN地域の若手サイバーセキュリティ技術者のレベル向上の観点から、Cyber SEA Gameの運営・実施内容	第4条 実施方針及び留意事項 （2）Cyber SEA Gameの企画・運営
2	本邦研修の具体的な実施内容（テーマ、視察先、対象機関等）	第5条 業務の内容 2-2 本邦研修・招へい

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認

めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）プロジェクト実施体制について

● 日本側

2023年4月より長期専門家（プログラム運営・業務調整/サイバーセキュリティ技術）が日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre 以下、AJCCBC）事務局へ派遣されている。業務の実施にあたっては、長期専門家と密な連携をすること。

本業務の受注者の他、成果1「AJCCBCにおいてサイバーセキュリティ及び関連技術のトレーニングが提供される」に従事するコンサルタントが居る。現時点で連携した活動は想定していないものの、必要に応じて情報共有すること。

● タイ側

国家サイバーセキュリティ局（National Cyber Security Agency 以下、NCSA）の事務次長がプロジェクト・ディレクターを務める。また、国家サイバーセキュリティ・アカデミー事務局長がプロジェクト・マネージャーを務めている。なお、

2023年度は、本事業の前身である日・ASEAN統合基金（Japan-ASEAN Integrated Fund 以下、JAIF）による事業の実施機関であったデジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society 以下、MDES）傘下の電子取引開発機構（Electronic Transactions Development Agency of Thailand 以下、ETDA）が過去のAJCCBCの運営経験を踏まえ、NCSAを支援している。
また、AJCCBC事務局には現地スタッフ2名（Assistant Manager, Program Coordinator）が常勤している。

（2）Cyber SEA Gameの企画・運営¹

Cyber SEA Gameは、ASEAN地域の若手サイバーセキュリティ人材を対象としたCapture the Flag形式（以下、CTF）の技術コンテストである。若手セキュリティ専門人材の能力向上を目的にAJCCBCが毎年1回開催する。1チーム4名で構成され、ASEAN10か国から最大40名が参加するものとなる。

・ 実施体制

➤ Cyber SEA Gameの企画・実施全体の総括を行う業務主任者／サイバーセキュリティ（以下、CS）技術総括、演習補助を担うCS技術講師1名、さらに、AJCCBCでの実施当日には司会・進行者1名をCS技術コンテスト運営として配置する。このほか、CTFの開発を担うCS技術課題企画要員3名、AJCCBCでのCyber SEA Game実施環境の整備などを担うCS技術コンテスト実施環境整備要員を2名配置すること。

Cyber SEA Gameの企画・実施に際しては、タイ現地側での作業も必要となることから、CS技術コンテスト実施環境整備に従事する2名については、直接人件費を用いた業務従事者もしくは特殊傭人等の現地リソースを活用することも可能とする。

・ 実施時期

➤ 第5条 業務の内容の2-2 本邦研修・招へい、AJCCBCで実施している他研修との調整から、毎年11月初旬頃の木曜日と金曜日の2日間実施する。
➤ 外部状況やプロジェクト実施状況の変化により実施時期の見直しが必要になった場合、NCSA、長期専門家と協議の上検討すること。

・ 事前準備

➤ 日本で行われているセキュリティコンテスト SECCON CTF 国際大会²ほか国際的なCTF形式のセキュリティコンテストにおける課題の内容（対象範囲、出題形式、動向等）や難易度を参考に、Cyber SEA Game出題用に少なくとも30の課題と回答を毎年新たに作成すること。

・ 課題作成

➤ 課題作成に際しては、フォレンジック（デジタル鑑識）、リバーシング、暗号化、ステガノグラフィー（情報隠蔽技術）、ネットワーク、MISC（その他）などサイバーセキュリティの観点から、網羅的で実践的な内容になるよう配慮する。

¹ Cyber SEA Gameの開催がASEAN地域の若手サイバーセキュリティ技術者の技術レベル向上に繋がるよう、課題内容やCyber SEA Gameと関連したCTFセミナー（本邦研修）の実施などをプロポーザルで提案してください。

² SECCON CTF 国際大会 (<https://www.seccon.jp/2023/>) は、情報セキュリティをテーマに多様な競技を開催する日本最大級の情報セキュリティコンテストイベントである。SECCONでは、セキュリティ技術コンテスト「CTF」の他、カンファレンスやワークショップも実施している。2023年は9月16日、17日にオンラインにてCTF予選大会が、12月23日、24日に決勝大会が東京にて開催予定である。

- 課題作成にあたっては、著作権の扱いに十分配慮すること、また、毎年の課題の回答状況を分析するなどにより、改善を図ること。毎年作成する課題と回答は、事後、希望者が学習教材として参照できるよう整理、公開可能な内容にする。
- 実施環境の準備
 - 実施環境として、参加者が持参するパソコン（PC）からAJCCBCのネットワーク環境を通じアクセスできるクラウドベースの実施環境を整えること。
 - また、長期専門家と適宜情報交換し開催場所の状況に応じて、USB - LAN コンバーターなど、参加者がCyber SEA Gameに参加するために必要な追加の機器を準備する。
 - 社会情勢やプロジェクト実施状況によりCyber SEA Gameをオンラインで実施する場合に備え、参加者および関係者向けの遠隔会議プログラム/システム（例：WebEx、Zoom）の準備も必要に応じて行うこと。
- 賞状の作成
 - 長期専門家と内容を相談し、参加者向けに以下のとおり賞状を発行すること。
 - 優勝チーム用：4枚
 - 2位チーム用：4枚
 - 3位チーム用：4枚
 - 他のチーム用：28枚

（3）SECCON CTF 国際大会への参加

本邦SECCONの海外招待枠について昨年度まで実施していたCyber SEA Gameにおいては、優勝チームがSECCON CTF国際大会へ海外招待枠により参加していた。しかし、2023年度はSECCON事務局の方針により、海外招待枠に審査が設けられ、Cyber SEA Gameは選考より外れた。

本事業では遅くとも、2026年度に実施される見込みのSECCON CTF国際大会本戦にはCyber SEA Gameの優勝チームが参加できるようにすることを目指し、2023年度から4か年の活動計画を作成の上、各年度のCyber SEA Gameゲームにおける課題レベルの向上と参加者レベルの向上に計画的に取り組む必要がある。このため、SECCON CTF国際大会をはじめ関連大会の動向確認、必要に応じた関係者との調整などを行い、優勝チームがSECCON CTF 国際大会本戦に参加できるよう活動すること。

（4）当面のCyber SEA Game優勝チームへの対応

Cyber SEA Game優勝チームについて、例年、12月に開催されるSECCON CTF 国際大会への参加の代替として、SECCON CTF 国際大会の見学及びサイバーセキュリティ関連の企業訪問、ASEAN地域の若手サイバーセキュリティ人材育成の向上に繋がる講義やセミナーの受講等を企画し、関係者と調整し実施する。なお、2024年度以降についても優勝チームへの対応は同様を原則とするが、SECCON CTF 国際大会への参加が可能となった場合、必要に応じ、NCSA、長期専門家、JICAガバナンス・平和構築部及び日本政府関係者と対応の見直しについて協議し、契約内容の変更を行う。

（5）AJCCBCプロジェクト、タイ側、参加者の負担事項

1. Cyber SEA Game 用セミナー室（AV 機器利用とインターネット接続が可能で、50名は収容が可能なスペース）
2. Cyber SEA Game 参加者の募集と選考
3. Cyber SEA Game 参加者の旅費・交通費等の経費負担

4. Cyber SEA Game 参加者の移動、宿泊、昼食などの調整と手配
5. Cyber SEA Game 参加者は自らが Cyber SEA Game で利用する PC を持参するため、参加者用 PC の手配は不要。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2-1 プロジェクトの活動に関する業務

本業務においては、プロジェクト成果1～4の内、成果2「若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムが提供される」に関わる活動へ従事する。ASEAN地域の若手人材を対象に、CTF形式による英語での技術コンテストCyber SEA Gameを開催し、地域におけるサイバーセキュリティ専門人材の育成を図る。

成果2に関わる活動は以下3つの活動である。

(1) 活動2-1：CTF (Capture the Flag) 形式の技術コンテストである Cyber SEA Game を毎年開催する。

Cyber SEA Gameの計画について開催1ヶ月前を目途に作成し、長期専門家の合意を得る。募集要項についても同様に開催1ヶ月前を目途にAJCCBC事務局と共同で作成し、NCSA、長期専門家の合意を得ること。なお、募集要項の取りまとめ及び配布はAJCCBC事務局が、参加者の選抜は、ASEAN各国が行う。参加者のタイまでの渡航費及び宿泊費については、長期専門家にて手配、費用負担する。

Cyber SEA Gameの想定規模は以下のとおり。

実施回数	年1回 4年間で計4回
対象者	ASEAN地域の若手サイバーセキュリティ人材
参加者数	約40名/回 ASEAN10か国より各1チーム4名を想定
開催期間	約2日/回 毎年度11月初旬頃の木曜日と金曜日を想定 ※2023年度は11月9日と10日に開催予定。スケジュールは今後変更となる可能性があります。
実施場所	バンコク市内
実施形態	対面
実施言語	英語
研修内容	CTF形式による技術コンテスト

(2) 活動2-2：Cyber SEA Gameの優勝者を日本で開催されるセキュリティコンテストに参加させる。

優勝チームを、SECCON CTF 国際大会の見学/参加、サイバーセキュリティ関連機関の施設見学と講義受講等を企画する。

詳細は、2-2本邦研修・招へいを参照のこと。ただし、Cyber SEA Game優勝チームの本邦研修にかかる調整・費用については、別途契約し実施する。

(3) 活動2-3：Cyber SEA Gameの結果を振り返り、Cyber SEA Gameの内容（出題する課題、運営方法等）を改定する。Cyber SEA GameがASEAN地域の若手専門人材育成に繋がっているか、開催毎に振り返りをNCSA、長期専門家、JICA ガバナンス・平和構築部と

実施する。

併せてCyber SEA Gameの結果及び本邦研修の実施内容は、Cyber SEA Game実施報告書としてCyber SEA Game及び本邦研修終了毎に取りまとめる。実施計画と実績、課題（CTF）とその回答・説明のほか、Cyber SEA Game関連資料、参加者の満足度調査結果、今後の関連活動改善のための提案や教訓などを事実に基づき記載した報告書を本邦研修業務終了後1ヵ月以内に提出すること。

Cyber SEA Game実施報告書は、事前にNCSA、長期専門家へドラフト版を確認したものを提出する。

2-2 本邦研修・招へい

☒本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒想定規模は以下のとおり³。

研修内容	SECCON CTF国際大会の見学/参加、サイバーセキュリティ関連機関の見学と講義
実施回数	年1回、計4回
実施時期	SECCON CTF 国際大会に合わせて実施 ※2023年度は12月23日と24日
対象者	毎年のCyber SEA Game優勝チームメンバー
参加者数	4名程度/回
研修日数	約4日（移動日を含む）/回

2-3 その他

(1) 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

(2) ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者

³本邦研修の具体的な実施内容（テーマ、視察先、対象機関等）について、プロポーザルで提案してください。内容については、ASEAN地域の若手サイバーセキュリティ人材にとって有益となるような日本の事例紹介、最新技術動向の紹介を念頭に検討すること。

- が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	媒体	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1部
Cyber SEA Game実施報告書	本邦研修業務終了から1か月以内。毎年Cyber SEA Game並びに本邦研修開催後に提出。	英語	電子データ	1部/回 (4年間で計4部)
事業完了報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語 英語	製本/ CD-R 製本/ CD-R	1部/2枚 1部/2枚

- 最終成果品は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン（英語）

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) 本業務の概要（背景・経緯・目的）
- 2) 本業務実施の基本方針
- 3) 本業務実施の具体的方法
- 4) 本業務実施体制
- 5) 業務フローチャート

- 6) 詳細活動計画 (WBS : Work Breakdown Structure 等の活用)
- 7) 要員計画
- 8) 先方実施機関・JICA 便宜供与事項
- 9) その他必要事項

(3) Cyber SEA Game実施報告書 (英語)

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) 実施計画
- 2) 実績
- 3) 課題 (CTF)
- 4) 課題回答・解説
- 5) 参加者の満足度調査及び結果
- 6) 今後の関連活動改善のための提案や教訓

(4) 事業完了報告書 (英語)

- 1) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- 2) 活動内容 (PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
- 3) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- 4) プロジェクト目標の達成度
- 5) 上位目標の達成に向けての提言 (最終成果品の場合)

添付資料 (添付資料は作成言語のままよい)

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画 (最終版)
- (エ) 研修員受入れ実績
- (オ) 遠隔研修・セミナー実施実績 (実施した場合)
- (カ) その他活動実績

2. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- 4) 活動に関する写真
- 5) JGA 『デジタル化の促進』 KPI

案件概要表

1. 案件名

国名：ASEAN地域（タイ王国）

案件名：サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト

Project for Enhancing ASEAN-Japan Capacity Building Program for Cybersecurity and Trusted Digital Services

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がってきており、その結果、サイバーセキュリティのリスクも甚大化している。世界経済フォーラムが発行するGlobal Risks Reportにおいても、2021年に「発生の可能性が高いリスク」の第9位に「サイバーセキュリティ対策の失敗」、「影響が大きいリスク」の第10位に「重要情報インフラとネットワークの機能停止」が挙げられており、サイバーセキュリティの確保は全世界的な課題となっている。さらに、COVID-19の世界的流行を受け、開発途上国においてもデジタルサービスの拡大が促進されたが、それに伴って脆弱性も増加している。

ASEAN地域諸国においてもサイバーセキュリティ確保は重要な課題となっており、「ASEANデジタルマスタープラン2025」においては、消費者が利用するサービスが安全であることを同マスタープランのビジョン達成のための前提条件としている。加えて、「信頼できるデジタルサービスの提供及び消費者被害の防止」を3つ目のDesired Outcomesとして掲げている。ASEAN諸国のサイバーセキュリティ対応状況には格差があり、国際電気通信連合（ITU）が毎年発表しているGlobal Cybersecurity Index (GCI)（2020年）では、上位国（シンガポール4位、マレーシア5位）、中位国（インドネシア24位、ベトナム25位、タイ44位、フィリピン61位）、下位国（ブルネイ85位、ミャンマー99位、ラオス131位、カンボジア132位）となっているが、サイバーセキュリティにかかるリスクが日々変化している中で、いずれの国においても継続的に強化が必要な項目として認識されている。

サイバーセキュリティにおける課題は法制度整備・組織体制整備・サイバーセキュリティ技術力強化・人材育成・国際連携促進と多岐にわたり、その内人材育成については、2019年時点で世界のサイバーセキュリティ人材が200万人不足していると指摘されるなど、喫緊の課題である。ASEAN諸国においても、サイバーセキュリティ強化が遅れを取る主な要因としてサイバーセキュリティ人材の不足が指摘されている⁴。

係る背景の下、日本政府は日ASEAN統合基金（JAIF）を通じ、2018年にタイにASEAN域内のセキュリティ人材育成の拠点として、タイ国デジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society。以下「MDES」）傘下の電子取引開発機構（Electronic Transactions Development Agency。以下「ETDA」）において、日ASEANサイバーセキュ

⁴ World Bank. 2019. “The Digital Economy in Southeast Asia: Strengthening the Foundations for Future Growth.”

リティ能力構築センター（ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre。以下「AJCCBC」）の立ち上げを行い、ASEAN地域全体のサイバーセキュリティ向上に寄与してきた。今般、タイ政府よりAJCCBCを通じたASEAN諸国のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、AJCCBCのプログラム強化を支援する要請書がASEAN事務局に提出され、承認された。

（2）当該セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

日本政府は、2009年以降、我が国とASEAN諸国との国際的な連携・取組を強化することを目的として、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を継続して開催しており、特に「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」（2021年）においては、サイバーセキュリティ対策能力構築の支援を継続することが必要とされている。

本案件は課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「デジタル化の促進」の中の「サイバーセキュリティ・クラスター事業戦略（2022年11月決裁）」の中核案件の一つであり、「クラスター事業戦略」のシナリオに基づき実施される。「サイバーセキュリティ・クラスター事業戦略」では、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」域内で特に我が国との越境データ流通が活発で、日本の安全保障に直結する東南アジア地域を重点協力地域と位置付けており、本事業は今後FOIP対象国との対話を踏まえて形成を検討する各国事業とも連携し、クラスター事業戦略の目標達成に資するものである。

SDGsにおいては、全目標においてデジタル技術の活用が期待されるものであることを踏まえ、本事業は全てのSDGs達成を支える取り組みとなる。

（3）他の援助機関の対応

シンガポール政府が2018年にASEAN-Singapore Cybersecurity Centre of Excellence（以下「ASCCE」）の立ち上げを独自で行い、ASEAN諸国に対する主に政策面を中心としたサイバーセキュリティ研修を定期的に提供している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ASEAN地域において、サイバーセキュリティトレーニング及び若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムの実施、サイバーセキュリティにかかる第三者機関協力の拡大、情報収集・分析能力の強化を行うことにより、ASEAN地域向けのサイバーセキュリティ人材育成環境の強化を図り、もってASEAN地域全体のサイバーセキュリティ対応能力向上に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

バンコク、タイ／ASEAN諸国

（3）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ASEAN諸国のサイバーセキュリティ関連人材

最終受益者：ASEAN諸国各国

（4）事業実施期間

2023年3月～2027年2月を予定（計48カ月）

（5）事業実施体制

実施機関：タイ国首相府直下 国家サイバーセキュリティ局（NCSA）

JAIF事業はデジタル経済社会省（MDES）傘下の電子取引開発機構（ETDA）が実施機関として実施しているが、2021年にタイ国首相府直下の国家サイバーセキュリティ局（National Cyber Security Agency。以下「NCSA」）が設立され、サイバーセキュリテ

の所掌はNCSAへ集約されたことから、本事業はNCSAを実施機関とすることがタイ政府内で確認された。ETDAは、AJCCBCの運営経験を踏まえ、プロジェクト開始後、移管終了（約1年間）までの間、NCSAを支援予定。

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

ASEAN諸国向けに、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」）を中心に総務省、経済産業省にて様々な支援を実施しており、本活動においても適時、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議等での報告を行うと共に、内容の見直しを行う。

（我が国他機関による代表的な活動）

NISC：日ASEANサイバーセキュリティ政策会議の実施、各種演習、ワークショップの実施 等

総務省：インターネットサービス提供事業者向け情報セキュリティワークショップ、アジア・太平洋電気通信共同体向けサイバーセキュリティ技術研修 等

経済産業省：インド太平洋地域向け日米ICSサイバーウィーク、インターネット定点観測システム 等

2) 他の開発協力機関等の援助活動

シンガポール政府が主導するASCCEにおいては、主に政策面での研修を実施しているため、本事業においては技術面を中心とした研修の提供を行うことで、相互補完が見込まれる。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(8) その他特記事項

本事業は日本政府が開催する日ASEANサイバーセキュリティ政策会合等での要望を踏まえた研修を行うため、本邦関係機関への報告を適時に行う。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

指標及び目標値：ASEAN加盟国（ASEAN Member States。以下「AMS」）のGCI評価、「ASEANデジタルマスタープラン2025」の進行、ASEAN地域において提供される研修の種類。目標値は事業開始後のベースライン調査にて設定する。

(2) プロジェクト目標

ASEAN地域のサイバーセキュリティ人材が強化される

指標及び目標値：AJCCBCが提供する研修の種類、参加研修員の研修評価。目標値は事業開始後のベースライン調査にて設定する。

(3) 成果

成果1：AJCCBCにおいてサイバーセキュリティ及び関連技術のトレーニングが提供される

指標及び目標値：参加研修員数（480名）

成果2：若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムが提供される

指標及び目標値：参加チーム数（40チーム）

成果3：第三者機関と連携したサイバーセキュリティ関連事業が促進される

指標及び目標値：第三者機関によるプログラム実施数（16回）

成果4：ASEANサイバーセキュリティにかかる情報収集・分析能力が向上する

指標及び目標値：発行報告書数（年一回）

（4）主な活動

成果1：AJCCBCにおいてサイバーセキュリティ及び関連技術のトレーニングが提供される

活動1-1：年間研修スケジュールの確定

活動1-2：各種研修の実施

活動1-3：研修参加者への現地フォローアップ活動の実施

活動1-4：AJCCBC研修機材の改善や最新化

成果2：若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムが提供される

活動2-1：CTF（Capture the Flag）形式の技術コンテストである Cyber SEA Gameを毎年開催する。

活動2-2：Cyber SEA Gameの優勝者を日本で開催されるセキュリティコンテストに参加させる。

活動2-3：Cyber SEA Gameの結果を振り返り、その内容を改定する。

成果3：第三者機関と連携したサイバーセキュリティ関連事業が促進される

活動3-1：第三者機関とのサイバーセキュリティ関連の研修やセミナー等の実施

活動3-2：研修員の自己学習を促進する環境提供の支援

成果4：ASEANサイバーセキュリティにかかる情報収集・分析能力が向上する

活動4-1：AJCCBC活動評価に関する情報収集の実施

活動4-2：サイバーセキュリティに係る情報収集調査と報告書の発行

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

- ・タイ政府による、AJCCBC運営に必要な人員アサイン、コスト負担が継続されること
- ・ASEAN事務局が適切に機能し、研修員の派遣、研修設計等に必要な情報の提供が適時に行われること
- ・ASEAN デジタルマスタープラン2025の定期的なモニタリングが実施されること。

（2）外部条件

- ・世界的なパンデミック継続による、研修実施方法の大幅な見直しの発生
- ・政変等による研修実施、参加環境の急速な変化

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ベトナム国「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」（2019年6月～2022年3月）及び、インドネシア国「情報セキュリティ能力向上プロジェクト」（2014年7月～2017年1月）においては、各研修の位置づけについてセキュリティ知識分野（SecBoK）人材スキルマップを踏まえて網羅的に求められる能力を整理し、研修の位置づけを明確化することで、適切な参加者手配、参加目的の明確化がなされた。本事業でもAJCCBCにて提供する研修の位置づけを明確にすることで、適切な参加者の募集、研修参加者への継続的な能力強化を促すように研修計画の検討の際に留意するようプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、ASEAN地域の開発ニーズ、日本の援助政策と合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。本事業は各種SDGsゴールの達成に必要な環境を整えるための事業と考えられることから、JICAが本事業を実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始3カ月以内 ベースライン調査
事業終了3年後 事後評価

以 上

共通留意事項

【1】 必須項目

1. 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

6. 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

【2】 選択項目

□ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では、次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
- 第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
- 第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

☒ ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、長期専門家が作成するモニタリングのための報告書作成に必要なデータ提供や作成支援をする。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者及び長期専門家に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 事業完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

<指導科目>

プログラム運営・業務調整/サイバーセキュリティ技術

<派遣の目的>

- ・プログラム運営として他コンサルタント・カウンターパートと協力しながらプロジェクト活動全般が円滑に進むよう、必要な業務の実施・関係機関との業務を行う。
- ・デジタル、サイバーセキュリティ（以下CS）の専門知識を生かし、カウンターパートと円滑なコミュニケーションが行われるよう支援する。
- ・ASEAN各国向けのCS研修を企画し、実施にかかる一連の作業を行う。
- ・CSに関連するASEAN地域内の情報収集・共有及び分析結果の取りまとめを行う。

<活動内容>

AJCCBC(ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre)を拠点とし、C/P機関(NCSA : National Cyber Security Agency)と共に以下の業務を実施する。なお、プロジェクト予算にて、現地プロジェクトスタッフ2名の備上を想定しており、現地スタッフと共同にて業務を行うことを想定している。

- ・相手国機関との協議を踏まえ、協力計画（実施計画、年間計画）のとりまとめ。
- ・合同調整委員会の準備・参加等を通じ、相手国機関とプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）を把握し、関係機関との共有を図る。
- ・ASEAN各国向けのサイバーセキュリティに関する第三国研修の企画・運営、関係機関との調整（タイ政府内調整支援、本邦関係者との協議、ASEAN関連会議での報告等）、調達支援、実施、報告書作成等の実施。
- ・ASEANサイバーセキュリティ・コンテスト「Cyber Sea Game」実施にかかる、企画・運営、関係機関との調整（タイ政府内調整支援、本邦関係者との協議、ASEAN関連会議での報告等）、調達支援、実施、報告書作成等の実施。
- ・AJCCBCで行う第三者団体とのセミナー・ワークショップ実施にかかる、企画、関係機関との調整（タイ政府内調整支援、本邦関係者との協議、ASEAN関連会議での報告等）、調達支援、実施、報告書作成等の支援。
- ・ASEAN地域向けCS研修を委託可能な現地業者や講師リソースの発掘、研修参加者の選定等、CS研修の企画・設計及び技術移転の進捗状況や参加者の理解度をモニタリング。
- ・域内情報収集、情報共有、分析に関する全体管理、調達支援、品質管理等の実施。
- ・プロジェクトの広報活動を実施する。
- ・日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ・JICA本部内のサイバーセキュリティ・クラスター管理グループの窓口としてして、情報共有を行う。

<期待される成果>

- ・プロジェクトの投入や活動が計画通りに実施され、かつ、日本側の事務・会計・庶務が規則どおりにかつ効果的に行われる。
- ・ASEAN地域各国の期待に応えるCS研修が計画、実施され、参加者の高い満足度が得られる。
- ・CSに関するASEAN地域の情報収集・共有・分析能力が向上し、資料が整備される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：サイバーセキュリティ分野にかかる各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／サイバーセキュリティ（CS）技術総括
- CS 技術講師

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6. 60人月

（うち、定額計上の本邦研修（または本邦招へい）分 0. 80 人月を含む）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／サイバーセキュリティ（CS）技術総括）】

- ① 類似業務経験の分野：サイバーセキュリティにかかる研修企画・運営経験
- ② 対象国及び類似地域：タイ国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：CS 技術講師】

- ① 類似業務経験の分野：サイバーセキュリティにかかる研修実施経験
- ② 対象国及び類似地域：全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本件にかかる業務工程は、2023年11月に開始し、2027年1月に終了するものとする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.60 人月（現地：5.60人月、国内13.00人月）

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.6人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／サイバーセキュリティ（CS）技術総括（2号）
- ② CS 技術講師（3号）
- ③ CS 技術課題企画 1
- ④ CS 技術課題企画 2
- ⑤ CS 技術課題企画 3
- ⑥ CS 技術コンテスト実施環境整備 1
- ⑦ CS 技術コンテスト実施環境整備 2

⑧ CS 技術コンテスト運営

3) 渡航回数を目途 全32回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本業務において、現地再委託は想定されておりません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

▶ 特に無し

2) 公開資料

▶ 事業事前評価表：

https://www.jica.go.jp/Resource/press/2022/ve9qi8000005g93-att/Jizen_j.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

AJCCBCのあるタイ国バンコクでの活動を基本としますが、業務上他県へ渡航する必要が生じた場合、以下に留意してください。

1. 以下の地域への渡航は安全管理部長承認が必要です。

ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県、及びソクラー県の一部

（サバヨーイ郡、テーパー郡、ナタウイ 郡及びジャナ郡）

2. 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

ソクラー県（サバヨーイ郡、テーパー郡、ナタウイ 郡及びジャナ郡を除く）、
東北部のうち シーサケート県の プレアビヒア寺院（タイ側呼称：カオ・プラ・
ウィハーン遺跡）及び周辺地 域（5km 圏内）、南部・中部・北部のうちミャン
マー国境の山林地帯

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

60,968,000円（税抜）

なお、定額計上分17,780,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の

見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費 (航空賃)
- 2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修 (本邦招へい) にかかる経費	第5条 業務の内容 2-2本邦研修・招へい	17,780,000円	直接経費と受入期間の業務人月 (サイバーセキュリティ (CS) 技術総括 2号、CS技術コンテスト運営分野3号を想	①報酬 ②国内業務費

				定) 1.6人月の報酬	
合計			17,780,000円		

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク（タイ国際航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

添付：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/サイバーセキュリティ (CS) 技術総括</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8

(2) 業務従事者の経験・能力：CS 技術講師	(16)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3